

阿久根市告示第83号

阿久根市妊産婦・乳幼児健康診査事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月15日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市妊産婦・乳幼児健康診査事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿久根市妊産婦・乳幼児健康診査事業実施要綱（平成9年阿久根市告示第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の阿久根市妊産婦・乳幼児健康診査事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日以後の受診に係る健康診査について適用する。